

令和7年4月1日

令和7年度 多西小学校「いじめ防止基本方針」

～「ハートフル多西」（やさしさとやる気あふれる多西小）教育の具現化を目指して～

あきる野市立多西小学校
校長 村岡 由季夫

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、どこの学校でも、どの児童にも起こり得るものであり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを教員も児童も認識し、相手を思いやる心情を育むことを通して、いじめを絶対に許さない学校を目指す。

(2) いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（『いじめ防止対策推進法』より）また、あきる野市いじめ防止基本方針（平成27年4月（令和元年12月20日改訂））に基づき、「軽微な案件」においてもいじめと判断する。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さないという毅然とした態度で指導に当たる。
- 「ハートフル多西」教育として支え合い・学び合い・磨き合いなど共に成長するための「あいがいっぱいの学校づくり」を推進し、いじめが起きにくい学校風土を築く。
- 特別支援教育・人権教育などの推進を図り、児童一人一人を大切にした指導を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- いじめ防止に向けて、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、計画的、組織的な取組を推進する。
- 教員によるいじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携した取組を推進し、協力していじめ防止に当たる。

2 組織

校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育チーフコーディネーターと特別支援教育コーディネーターからなる「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、定期的または随時必要に応じて（学年担任等も加えた）委員会を開催しながら、いじめ根絶に向けた組織的な取組を推進する。

また、必要に応じて、保護者代表や地域代表も含めた「拡大委員会（学校サポートチーム）」を開催し、学校と家庭と地域が一体となっていじめ防止に取り組む。

重大事態が発生した場合には、上記「いじめ・不登校対策委員会」に、本市教育委員会や関係諸機関（警察等）を加えた「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするとともに、事態解決に向けて対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

（1）前年度の取組の評価

ア 前年度の「いじめ」の実態

学級内で発生した人間関係上のトラブルから、相手が嫌がる言葉を言った、仲間はずれにした等、いじめと認定した事案があった。問題発生後、担任や学年、いじめ・不登校対策委員会等の連携による組織的な対応を行い、早期に指導を行うことができたので、重大な事態となったものはなかった。

イ 前年度の取組の成果及び課題

早期発見・早期対応ができたが、その他の小さなトラブルも含めいじめの兆候を確実に把握することや未然防止については課題が残った。今後は、未然防止を第一に、日頃からの学級指導、生活指導、道徳指導に力を入れ、「いじめはどこでも起こりうる」という危機感をもち続け、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていく。

（2）未然防止の取組

ア いじめ撲滅三原則の徹底

毎月全校及び各学級で確認しながら、いじめ撲滅三原則の徹底を図る。

イ ハートフルデーの活用

毎月本校設定の「ハートフルデー」（毎月第2、第4火曜日）に、代表委員会の児童を中心に挨拶運動を行う。

ウ 学級経営の充実

- 日々児童理解に努めながら、一人一人の児童を生かし、すべての児童が自己有用感をもって生活できるよう、学級・専科経営の充実を図る。
- 分かる・できる授業の実践に努めるとともに、児童同士がかわり合う活動や体験的に学ぶ活動を多く取り入れ、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業実践に努める。

エ 特別支援教育・生活指導・道徳教育・人権教育の充実

- 毎月各1回ずつ行っているミニ校内委員会・特別支援校内委員会、毎週水曜日に設定している「児童理解」、毎月第1金曜日の「いじめ・不登校対策委員会」の場で、支援が必要な児童の理解やいじめにつながりそうな問題の発生状況の把握に努め、いじめの未然防止に取り組む。
- 特別支援教育を充実させ自己有用感の醸成を図るとともに、個性を認め合う心を育てる。
- 全教育活動を通して道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育む。
- 道徳の授業を確実に実施して、道徳的な判断力や心情を育てる。
- 人権教育の年間指導計画を基に、「人権教育プログラム」も有効に活用し、自分も人も大切にできる態度を育てる。

オ 相談体制の整備

- 児童との信頼関係を築き、担任による教育相談の充実に努める。
- 特別支援教育コーディネーターや特別支援教室指導教員、スクールカウンセラーによる教育相談の充実に努める。

カ 特別活動における異年齢集団活動の推進

全学年で構成される縦割り活動を基にした、ショートやロングの集会を計画・実施して協力や協調の大切さを学ばせ、人とよりよくかかわる力を身に付けさせる。

キ インターネット等によるいじめに対する対策

児童のパソコンや携帯の使用状況の把握に努め、その状況に応じた指導を迅速に行いながら、セーフティ教室をはじめ、情報モラル教育を推進する。

ク 学校相互間の連携・協力

幼稚園・保育園や中学校との連携を密にし、必要な情報交換を行いながら、いじめの未然防止に努める。

ケ 保護者や地域と連携した取組

- 各種たよりや諸会議を通じて、家庭や地域における児童との触れ合いを大切にしていただくよう働きかけ、児童が心地よく過ごせる生活環境づくりを推進する。
- 学校でも家庭でも、毎月第2、第4火曜日のハートフルデーには、挨拶運動を中心に、大人と子供が共に元気になれるような取組を連携して行っていく。

(3) 早期発見の取組

ア 毎月及び毎学期「心のアンケート」の実施

毎月のハートフルデーや「東京都ふれあい月間」の月末に、「心のアンケート」を実施し、その結果を基に、個別の面接や対応をして、いじめの早期発見に努める。

イ 児童観察やノート・日記指導

休み時間や放課後等の児童との遊びや触れ合いを通して、また児童の観察を通して児童理解を深める。また、個人ノートや日記などから周囲との関係や悩みの把握に努める。一人一人の言動の小さな変化や小さなサインを敏感に感じ取り、気になったことは記録

に残す。

ウ スクールカウンセラーによる全員面接の実施

5年生を対象にスクールカウンセラーとの全員面接を行い、児童個人の状況や周囲の児童の状況の把握に努める。

エ 教職員間の情報交換

毎週水曜日の「児童理解」の時間（16：15～）と毎月第1金曜日に行われる「いじめ・不登校対策委員会」（16：15～）の時間に、支援が必要な児童の状況や、いじめの兆候がないかどうかの情報交換会を開き、共通に把握しておいた方がよい情報を共有し合い、組織的に、また適切に児童に対処していくようにする。

オ 保護者や地域、関係諸機関との連携

相談ごとには迅速かつ誠実に対応し、保護者や地域との信頼関係を築きながら、円滑な連携を図ることができるよう努める。また隨時必要に応じて学校運営協議会や関係諸機関と連携し、問題解決に努める。

(4) 早期対応の取組

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職と生活指導主任に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言、また、いじめを見ていた児童に対して当事者意識をもたせる指導を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時には、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(5) 重大事態への対処

ア 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- いじめにより児童が相当な期間学校を欠席する（年間30日を目安とし一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(『いじめ防止対策推進法』より)

イ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告するとともに、市教育委員会の指示のもとで関係諸機関（警察等）にも報告し、連携した対応をする。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織には、駐在、学校

運営委員会を含める。

- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に取る。また、市長の付属機関による調査（再調査）へ協力する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- いじめを受けた児童の安全と落ち着いた教育を受けられる環境を確保する。

4 その他

(1) 評価と改善

学校評価にいじめに関する取組についての評価項目を設定し、評価を実施する。また、その評価を、学期ごとに行う児童アンケートや教職員による自己チェックも含めていじめ・不登校対策委員会等で集約し、成果と課題を明確にして改善に生かす。

(2) 校内研修

- 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を提示し、全教職員に周知する。
- いじめ・不登校対策委員会等が中心になって、いじめの防止や解決に向けた校内研修を意図的・計画的に実施する。
- 「いじめ総合対策」（上・下巻 都教委）等の資料を有効活用しながら、全教職員がいじめ防止に取り組み、成果が上がるよう職員会議等で研修を実施していく。
- 若手教員には、OJT研修として、主幹・主任教諭から、いじめを起こさない学級経営の在り方や、いじめの早期発見や対応についての指導を行う。
- 教育相談研修会の中身をさらに充実させていく。

(3) 保護者・地域との連携

- 年度初めの保護者会や学校運営協議会で、校長からいじめについての取組を説明し、協力を呼びかける。
- 学校だよりや学年だよりで、「ふれあい月間」の取組について紹介し、保護者の関心を高める。
- 7月と12月に実施する個人面談で、児童の様子を聞き取る。
- 道徳授業地区公開講座を10月に実施し、ハートフルな心の育成に向けての共通理解を図る。
- 地域の安全見守り隊との日常的な触れ合い活動を推進する。
- 地域や青少健の行事に、児童とともに教職員も積極的に参加し、地域とのつながりを深める。

(4) 年間計画（いじめの未然防止・早期発見・早期解決のための取組）

	学校・S Cの取組	児童会の取組	保護者・地域との連携	教員研修・評価等	学校行事等
4	ハートフルデー全校指導 (毎月第2、第4火曜日) 児童理解・いじめのチェック (毎月)	1年生を迎える会 あいさつ運動 (毎月)	保護者会 P T A総会 ハートフルデーの取組 (毎月第2、第4火曜日)	校内全体会 (S N S)	始業式 入学式 学校公開・セーフティ教室
5	いじめ・不登校対策委員会 (定例会毎月1回) S Cによる全員面接 (5年)	きょうだい学級集会 あいさつ頑張隊	コミュニケーション	校内全体会 (いじめ対策基本方針の確認) 教育相談研修	運動会
6	心のアンケート いじめに関する授業 S Cによる全員面接		学校運営委員会	校内全体会	ふれあい月間 スポーツテスト
7	S Cによる全員面接	「いじめをなくそう子ども会議」への参加	個人面談 授業参観 保護者会 各地区盆踊り	校内全体会 (心のアンケート) 人権教育研修	終業式
8				校内全体会教育相談研修	
9	始業式 いじめに関する授業	ユニセフ募金		校内全体会	日光移動教室 祖父母参観
10		あいさつ頑張隊	青少健運動会 P T A親睦研修会 道徳授業地区公開講座	校内全体会	音楽会
11	心のアンケート	見守り隊 感謝の会		校内全体会 (いじめ対策)	ふれあい月間
12		ロング集会	個人面談 学校運営委員会	校内全体会 (心のアンケート)	感謝の会 終業式
1	いじめに関する授業	あいさつ頑張隊	各地区「歳の神」 伝統文化理解教育 の学校公開	校内全体会	始業式
2	心のアンケート	6年生を送る会	学校運営委員会	校内全体会 教育相談研修	ふれあい月間
3			授業参観 保護者会	校内全体会 (年度のまとめ)	卒業式 修了式

